

# 自然と調和した飯山で「ものづくり」をしませんか。

雇用・人口・税収の増加など、地域に大きな経済効果をもたらす企業誘致。飯山市では昭和40年代から工業団地を造成し、それらはこの地域の産業、経済を支える中心的な役割を果たしてきました。しかし長引く景気低迷の影響もあり、近年は事業所数・従業員数は減少傾向にあります。市では「自立計画」に基づき昨年度から企業誘致をはじめとした産業の活性化に向けた体制を強化。今年度からはこれまでの企業への優遇制度を拡充し、企業誘致に取り組めます。

## 企業誘致は市発足時からの取り組み

飯山市の企業誘致の取り組みは今に始まったことではありません。さかのぼると、昭和29年の飯山市発足時に定められた新市建設の

基本方針の1つとして「既存工場の発展と誘致」がうたわれており、翌30年には「飯山市工場誘致条例」が制定されています。

その後、昭和47年に木島を、49年には長峰を工業団地として設定。比較的安い地価と工場用地への助成措置などの優遇策等を背景に、昭和40年代後半から市外からも企業の工場が飯山に進出し始めました。道路除雪体制の向上やインフラ整備なども追い風となり、平成3年には誘致企業は14

を数えました。

しかし近年は、長引く景気の低迷などにより、求人は減少。企業誘致とあわせ既存企業の育成、産業構造の転換などが検討課題となっています。

## 自立計画に基づき取り組みを強化

昨年3月に策定の「飯山市自立のための計画書」では、産業の活性化の一環として、企業誘致と起業支援を掲げています。人口の維持・増加を目指し、企業誘

業にも拡大します。

また新たな制度として、企業誘致の成功につながる情報の提供者に成約報酬を支払う「企業誘致成約報酬・推進員制度」や、定められた条件を満たす事業者に一定期間、工場用地の無償貸付を行う「工場団地貸付特約付分譲制度」、起業のための研修受講に補助を行う制度を新設しました。

## 企業優遇制度を拡充

こうした取り組みに加え今年度からは、これまでの企業誘致のための優遇制度を拡充。

従来の固定資産税課税免除や用地取得費助成金交付の対象となる業種を、農業施設、情報通信・サービス

企業に求めてもらうのは簡単なことではありませんが、市民の皆さんの力もいただきながら企業誘致を進めていきます。

## 企業の皆さんに聞く

「だから私たちは飯山を選んだ」



(株)長印 飯山中央市場  
常務取締役  
小林 次郎 さん

当社が飯山でやっていてメリットと感じるのは、地場産物の産地市場という点です。キノコやアスパラガスなどの飯山の特産品はもちろん、中野市の巨峰など近隣にも新鮮で高品質な農産物が多くあることが魅力ですね。

一方木島工業団地は千曲川に近いこともあり、水防対策には力を入れてほしい。また多くの企業の工場があり、信号機設置など周辺道路の安全対策には、今後も市として一層の配慮をお願いしたいと思っています。

今回の制度拡充により、優遇制度の対象となる業種が拡大されたことは歓迎します。経済状況が厳しい中の事業拡大は簡単ではありませんが、こうした制度を活用し、企業側としても選択肢が広がることを期待しています。

当社の工場は以前長野市にありましたが、移転を考えていたところ飯山市から優遇制度を活用した移転についてのお話があり、平成3年に飯山工場の操業を開始しました。税制面や補助等の優遇措置はもちろん、広い土地を取得できたため、効率的に業務

を行うための工場レイアウトができました。東京の「丸ビル」にカワモトの溶接H型鋼が使用されるなど、今では当社の技術が全国的にも認められています。

飯山は雪の降る所で大丈夫かと心配されますが、道路除雪等のおかげで業務に支障はありません。ただ構内の除雪に対する支援が更に充実すれば企業側も進出・業務拡大しやすいと感じます。

当社として大変なのは高校新卒の新入社員がなかなか確保できないことです。ぜひとも飯山の方に入社してほしいと考えています。



(株)カワモト  
常務取締役  
加藤 照男 さん

写真⑥：市内で最初に分譲が始まった木島工業団地（平成3年撮影）

誘致につながる情報の提供者には成功報酬

## 飯山市企業立地推進員を募集します

### ■企業立地推進員とは

市外の企業へのPR活動、企業立地情報の収集、行政との情報交換を行って企業誘致に向けた活動をしていただきます。活動費は原則無償ですが、企業の誘致が成功した場合には成約額の1%以内の成功報酬をお支払いします。任期は2年以内です。

### ■募集期間

平成19年7月2日～平成20年3月31日

### ■募集人数

10名以内

### ■登録申請・お問い合わせ

推進員の登録申請や詳しいお問い合わせは

市役所商工課 商工振興係 ☎62-3111 内線211  
までお願いします。



⑥昨年東京で行われた企業立地セミナー。全国の自治体から企業誘致の担当者、企業担当者も参加しました。

ここ2、3年全国の自治体は相対的な優遇制度を設け、誘致合戦を繰り広げています。飯山市では今回優遇制度を拡大したほか「悠久のふるさと飯山」らしい、企業誘致活動を進めています。

## 飯山市の誘致企業等優遇制度

### 新設 企業誘致成約報酬・推進員制度

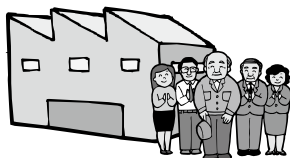
宅地建物取引業者、法人、公募による方を推進員に認定。企業誘致につながる情報を提供した推進員に対しては、分譲価格の1%以内の額を成功報酬として支払います。このほか、市長が認めた方に対しては企業誘致1件につき20万円の成功報酬を支払います。（募集については別記参照）

### 新設 工業団地貸付特約付分譲制度

平成19～20年度に貸付を申し込んだ企業に対し、平成24年度末まで無償で用地の貸付を行います。

### 新設 起業研修等の支援

起業のための研修受講に対しての補助を行います。



### 拡充 工業用地販売価格の引き下げ

戸狩工業団地の販売価格（㎡あたり）を9,000円から5,500円に引き下げます。（10,000㎡以上の購入に限りです）

### 拡充 工場誘致条例、工業等振興条例による優遇

新たに飯山市に工場を設置する企業、および既に市内に工場を設置している企業に対し、用地取得費・リース資産助成、固定資産税の減免・不均一課税を行います。今年度より対象となる業種と、固定資産税の非課税・減免措置を拡大します。

### 一部拡充 克雪施設整備の経費を補助

指定地域内に新設または増設した企業が克雪施設等を整備した際、200万円（3分の1以内）を限度に補助。ただし新たに立地した企業は最初の1回に限り500万円（2分の1以内）を限度に補助。

### 継続 公害防止対策事業を補助

新設または増設の企業が公害防止施設等を整備した際、300万円（3分の1以内）を限度に補助。